

杉並区無電柱化推進方針（案）の概要

方針の位置付け

区の都市整備分野の総合的な方針である「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」の道路整備方針及び防災・減災・事前復興まちづくり方針を具体化するものとして位置付けるとともに、「杉並区地域強靱化計画」、「すぎなみの道づくり【身近な道の整備方針】」及び「杉並区景観計画」等の関連計画との整合を図ります。

方針期間

本方針は、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」との整合を図るため、方針期間を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

なお、社会情勢の変化、無電柱化に関する法令の改正や上位計画等の改定などを踏まえ、必要に応じて本方針を見直します。

改定の背景・目的



大規模災害への備えを強化

能登半島地震の教訓や首都直下地震等の切迫性を踏まえ、電柱倒壊による道路閉塞や、避難・救急活動への支障を防ぐ取組を強化します。



国・東京都の計画や区の上位計画を反映

国の「無電柱化推進計画」や東京都の「無電柱化計画」、区の基本構想・総合計画・まちづくり基本方針などとの整合を図ります。



区内の現状を踏まえ、取組を拡充

幅員の狭い道路が多い区内の実情や、これまでの整備の進捗を踏まえ、路線の追加、電柱の新設に係る占用制限、面的整備などの取組を進めます。

杉並区の現状

区が管理する
道路延長



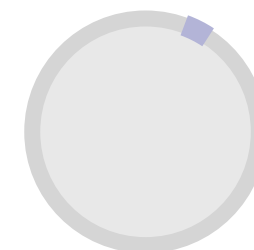
約677km

無電柱化済の
道路延長



約6km

無電柱化率



約1%

（令和8（2026）年4月時点）

今回の改定における主な変更点は3つ

01

災害拠点病院まで連続する路線を新たに追加します

東京都無電柱化計画において、災害拠点病院である荻窪病院と緊急輸送道路を結ぶ区道第2103-1号線が、都道と区市町村道の連携を強化する路線として選定されたことから、今回の改定において、「杉並区無電柱化推進方針」の新たに整備する路線に追加します。これにより、都道から荻窪病院まで連続した無電柱化を図り、災害時における安全で円滑な通行機能の確保を目指します。

災害拠点病院



緊急輸送道路

災害時における救助・救急活動を支え、災害拠点病院への安全で円滑な通行機能を確認します

02

防災上重要な道路における電柱の新設制限を拡大します

災害時における電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、避難や救助活動、緊急車両等の円滑な通行を確保するため、道路法第37条に基づき、緊急輸送道路に加え、緊急輸送道路と区の救援活動施設等を結び、震災時に障害物の除去や応急復旧を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」についても、電柱の新設に係る占用制限の対象とするよう、必要な手続きを進めます。

緊急輸送道路



+

緊急道路障害物除去路線



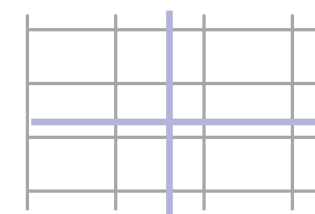
防災上重要な道路に新たな電柱を増やさず、将来にわたる通行機能の確保につなげます

03

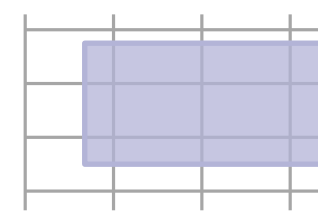
まちづくりと連携し、路線単位から面的な無電柱化へ

これまでの路線単位の整備に加え、街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、連続立体交差事業等に伴い整備される道路や広場等の公共用地を活用し、生活道路を含む複数の路線を面的に無電柱化することで、地域全体の防災機能と安全性の向上を図ります。

これまで（路線単位）



これから（地区全体）



地域内の複数路線を一体的に整備することで、地域全体の防災性・安全性を高めます